

(資料1)

## 刑事規則制定諮問委員会諮問事項

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年法律第28号。ただし、同法附則第1条ただし書第4号に掲げる規定に限る。）の施行に伴う刑事訴訟規則の一部を改正する規則の制定について